

## J R北海道及び国への支援要請について

### 1 J R北海道への要請が必要な事項

「並行在来線の経営・運行に関する基本方針」に記載の事項のほか、現在 J R 北海道に支援を依頼している事項

#### <基本方針記載事項>

- 駅舎、路盤、レール、車両等の譲渡前における必要な整備・修繕の実施
- 譲受資産の可能な限り低価格での譲渡
- 専門的技術や経験を有する職員の出向及び人件費支援
- J R 函館線乗り入れに係る乗継割引の実施

#### <上記以外の支援依頼事項>

- 本社、現業建物の貸与
- 車両検修業務、指令業務及び五稜郭駅・出改札及び運転取扱業務の委託
- 五稜郭駅の共同使用

### 2 国への支援要請が必要な事項

- 鉄道資産取得等の初期投資に対する支援制度の拡充

#### 【平成 25 年度創設の地方財政措置】

施設・設備への投資に対して地方公共団体が行う補助について地方債及び普通交付税措置

##### ① J R からの譲受資産への補助

貨物調整金の対象とならない旅客分に対し、元利償還金に対する交付税措置（45%）

##### ② その他の施設・設備投資への補助

元利償還金等に対する交付税措置（30%）

- 赤字補填・運営費に対する支援制度の創設
- 三セク鉄道と J R 路線との乗継運賃の割引に対する支援制度の創設
- J R からの譲受資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（J R 三島特例並みの創設）